

○職員の名札着用について（例規）

平成13年 5 月21日

佐本務第593号

改正 平成23年 3 月佐本企発第102号

令和 4 年 3 月佐本務発第270号

5 年 6 月第700号

7 年 7 月第293号

本県警察職員（以下「職員」という。）が県民等と対応する場合において、その責任の明確化を図るため、別添のとおり職員の名札着用要領を制定したので、運用上誤りのないようにされたい。

別添

職員の名札着用要領

1 制定の目的

この要領は、職員の職務執行時の責任を明確にするため、職員の名札着用について必要な事項を定めることを目的とする。

2 名札の形状及び制式

名札の形状及び制式は、別表 1 のとおりとする。

3 名札着装の位置及び方法

名札着装の位置及び方法は、別表 2 のとおりとする。

4 名札の着用業務

警察本部及び警察署の庁舎内（交番及び駐在所の庁舎内を除く。以下「庁舎内」という。）において、次に掲げる業務（以下「名札着用業務」という。）に専ら従事する職員は、原則として、名札を着用するものとする。

(1) 庁舎の受付及び庁舎見学の対応業務

(2) 遺失・拾得物の受理及び還付の業務

(3) 各種の許可、免許、届出、申請、証明書発給等に係る対応業務

5 名札の配布等

(1) 所属長は、名札着用業務に従事する職員に名札を配布するものとする。

(2) 職員は、職員証その他名札に代わる物を着用する場合は、名札の着用を省略することが出来るものとする。

(3) 職員の異動等により名札着用業務から外れた場合は、所属長は当該職員の名札の回

収を行うものとする。

(4) 名札が汚損、破損等した場合は、所属長は新たな名札を配布するものとする。

6 名札の着用開始年月日

平成13年6月1日

別表1は登載省略

別表 2

名札の装着位置及び方法

区分			着装要領
制服 勤務 者	男性 警察	冬制服、合制服着用時	制服左胸ポケットの蓋の制服中央部から外側に向けてクリップを通し、又は同蓋に安全ピンで留める。
		夏制服、ワイシャツ着用時	制服左胸ポケットの蓋の制服中央部から外側に向けてクリップを通し、又は同蓋に安全ピンで留める。
	女性 警察	冬制服、合制服着用時	制服左胸ポケットの蓋の制服中央部から外側に向けてクリップを通し、又は同蓋に安全ピンで留める。
		夏制服、ワイシャツ着用時	制服左胸ポケットの蓋の制服中央部から外側に向けてクリップを通し、又は同蓋に安全ピンで留める。
		ベスト着用時	左胸ポケットの上縁部にクリップで留める。
制服 勤務 者以 外の 職員	男性	背広着用時	左胸ポケットの上縁部にクリップで留める。
		その他	左胸部分にクリップ又は安全ピンで固定する。
	女性	事務服（ジャケット・ベスト）着用時	左胸ポケットの上縁部にクリップで留める。
		その他	左胸部分にクリップ又は安全ピンで固定する。